

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（登録資格）</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>〔略〕</p> <p>— <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第7条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民基本台帳にあっては、記録。以下同じ。）</u>）されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票）</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票（電子計算組織により記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>氏名（氏に変更があった者に係る住民基本台帳に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>— <u>成年被後見人</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条〔同左〕</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>氏名（氏に変更があった者に係る住民基本台帳に旧氏の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）</u>）をもって調製する住民基本台帳にあっては、<u>記録。以下同じ。）</u>）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされて</p>

～〔略〕	いる場合にあつては氏名及び当該通称) ～〔略〕
------	----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。